

「洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会」

規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方に関する検討会（以下、検討会）と称する。

（目 的）

第2条 2020年12月に国土交通省、経済産業省及び関連団体等により策定した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」に鑑み、系統整備や促進区域等指定のスケジュール、風車の大型化傾向等を踏まえつつ、洋上風力発電の導入促進に向けた港湾のあり方及び、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るための地域振興について検討を行う。

（検討事項）

第3条 検討会では、次に掲げる項目について検討を行う。ただし、必要があるときには、追加することができる。

（1）基地港湾の配置及び規模

（2）基地港湾の管理及び運営

（3）基地港湾を活用した地域振興

（4）洋上風力発電の導入促進に必要となる港湾機能の整理

（5）浮体式洋上風力発電設備の建設に対応した施設の規模

（6）その他、第2条の目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第4条 検討会は、以下の構成員により組織する。

日本大学 理工学部海洋建築工学科教授

居駒 知樹

足利大学 顧問

牛山 泉

早稲田大学 法学学術院 教授

河野 真理子

東京理科大学創域理工学部社会基盤工学科 嘱託教授

菊池 喜昭

神奈川大学 海とみなと研究所 上席研究員、

横浜国立大学 名誉教授、放送大学 名誉教授

來生 新

京都大学 経営管理大学院 特命教授

渡部 富博

（一財）沿岸技術研究センター

特別研究監

（国研）海上・港湾・航空技術研究所

特別研究主幹

（一財）港湾空港総合技術センター

業務執行理事兼洋上風力部長

（一社）日本埋立浚渫協会

技術委員長

（一社）日本港運協会

理事兼港湾物流戦略室長

（公社）日本港湾協会

専務理事

（一社）日本風力発電協会

理事

経済産業省資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

新エネルギー課 風力政策室長

国土交通省港湾局

国土交通省海事局

国土交通省 国土技術政策総合研究所

その他検討会が必要と認める者

計画課長

産業港湾課長

海洋・環境課長

海洋・環境政策課長

港湾・沿岸海洋研究部長

(座 長)

第5条 検討会の座長は、互選により選任する。

2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

第6条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会の議長は、座長が務める。

3 座長は必要に応じ、第4条第1項に定める者以外の出席を求めることができる。

4 検討会は原則、非公開とする。

5 検討会における事務局の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。参加者から提出された資料については、参加者が認める場合を除いて、原則として非公表とする。

(検討会の事務局)

第7条 検討会の事務局は、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室が務める。

附則

1 この規約は、令和3年 5月18日から施行する。

1 この規約は、令和5年 5月31日から施行する。

1 この規約は、令和6年12月19日から施行する。